

控訴状

原審:広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件

(送達場所)

〒727-0021 広島県庄原市三日市町 309

控訴人 高野邦夫(こうのくににお)



〒100-8977 東京都千代田区霞が関 1-1-1

被控訴人 国 同代表者法務大臣 齋藤 健(さいとう けん)

付属書類	なし
予納郵券	6,120 円

令和5年4月24日作成

広島高等裁判所 御中

記

上記当事者間の広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件に対し、同裁判所が令和5年4月19日に言い渡され、同年4月20日に控訴人に送達された下記判決は、全部不服であるので民事訴訟法第281条1項の規定により控訴する。

一. 原判決の表示

主文

- 1 原告の請求を棄却する。
- 2 訴訟費用は控訴人の負担とする。

二. 控訴の趣旨

1. 上記判決を取消し、更に相当の裁判を求める。
2. 訴訟費用は1,2審ともに被控訴人の負担とする。
3. 控訴の理由→追って控訴理由書を提出する。

★民事訴訟法第281条(控訴をすることができる判決等)

1 控訴は、地方裁判所が第一審としてした終局判決又は簡易裁判所の終局判決に対してすることができる。ただし、終局判決後、当事者双方が共に上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をしたときは、この限りでない。

令和5年4月24日作成

上記控訴人 高野邦夫

